

## 令和7年5月相模原市教育委員会定例会

○日 時 令和7年5月14日（水）午前9時00分から午前11時04分まで

○場 所 相模原市役所第2別館5階 教育委員会室

○日 程

1. 開 会

2. 会議録署名者の決定

3. 議 事

日程第 1（議案第20号） 令和8年度相模原市立義務教育諸学校使用教科用図書の採択基本方針について（学校教育部）

日程第 2（議案第21号） 相模原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例について（教育環境部）

日程第 3（議案第22号） 工事請負契約について（市立相原中学校C棟長寿命化改修工事）（教育環境部）

日程第 4（議案第23号） 相模原市立小中学校等の適正規模・適正配置あり方検討委員会規則について（教育環境部）

日程第 5（議案第24号） 相模原市立博物館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について（生涯学習部）

日程第 6（議案第25号） 相模原市立博物館条例施行規則及び相模原市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則について（生涯学習部、教育局）

日程第 7（議案第26号） 相模原市立学校の教職員の人事について（学校教育部）

4. 報告案件

日程第 8（報告第 8号） 相模原市教育支援委員会等の活動状況等について（支援教育課、学校保健課）

日程第 9（報告第 9号） 相模原市立公民館長の委嘱について（生涯学習課）

日程第10（報告第10号） いじめ重大事態に係る事案の発生について（学校教育課）

○出席者（5名）

教 育 長 鈴 木 英 之

|          |         |
|----------|---------|
| 教育長職務代理者 | 小 泉 和 義 |
| 委 員      | 宇田川 久美子 |
| 委 員      | 白 石 卓 之 |
| 委 員      | 中 澤 吉 裕 |

○欠席者（1名）

|     |         |
|-----|---------|
| 委 員 | 岩 田 美 香 |
|-----|---------|

○説明のために出席した者

|                           |         |                            |         |
|---------------------------|---------|----------------------------|---------|
| 教 育 局 長                   | 河 崎 利 之 | 教 育 環 境 部 長                | 佐 野 強 史 |
| 学 校 教 育 部 長               | 農 上 勝 也 | 生 涯 学 習 部 長                | 清 水 芳 枝 |
| 教 育 局 参 事<br>兼教育総務課長      | 沖 本 健 二 | 支 援 教 育 課 長                | 西 内 一 裕 |
| 支援教育課総括副主幹<br>（支 援 教 育 班） | 松 原 弘 和 | 教 育 環 境 部 参 事<br>兼 学 務 課 長 | 宮 澤 正 樹 |
| 学務課総括副主幹<br>（学 務 班）       | 小 泉 哲 也 | 学 校 給 食 課 長                | 林 壮 太   |
| 教育環境部参事<br>兼学校保健課長        | 馬 渡 加 能 | 学校保健課総括副主幹                 | 望 月 創 志 |
| 学 校 施 設 課 長               | 加 藤 雄 二 | 学校施設課総括副主幹<br>（計 画 班）      | 米 山 英 明 |
| 学校施設課総括副主幹<br>（施 設 第 2 班） | 坂 口 孝太郎 | 学 校 教 育 部 参 事<br>兼学校教育課長   | 菅 原 勝   |
| 学校教育課総括主幹<br>（人権・児童生徒指導班） | 上 田 和 子 | 学校教育課指導主事                  | 中 里 勝 也 |
| 学校教育課指導主事                 | 柿 原 大 吾 | 教 職 員 課 長                  | 辻 野 宏   |
| 教職員課課長代理兼主幹<br>（労 務 担 当）  | 濱 端 雄 高 | 教職員課総括主幹<br>（採用・定数班）       | 坂 田 涉   |
| 教職員課総括主幹<br>（人 事 班）       | 丸 山 香   | 生 涯 学 習 課 長                | 今 野 裕 之 |
| 生涯学習課総括副主幹<br>（公民館支援班）    | 落 合 英 樹 | 生涯学習部参事<br>兼 博 物 館 長       | 並 木 さとみ |
| 博物館総括副主幹<br>（企 画 情 報 班）   | 河 本 雅 人 |                            |         |

○事務局職員出席者

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 教育総務課主査 | 栗 原 明 伸 | 教育総務課主任 | 伊 本 誠一郎 |
|---------|---------|---------|---------|

---

口開 会

◎鈴木教育長 おはようございます。ただいまから、令和7年相模原市教育委員会5月定例会を開会いたします。

本日の出席は5名で定足数に達しております。

なお本日、岩田委員より欠席の届出がありましたので御報告いたします。

本日の会議録署名につきましては、小泉委員と白石委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは日程に入ります。

はじめにお諮りいたします。本日の会議の日程2、議案第21号、「相模原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例について」、日程3、議案第22号、「工事請負契約について(市立相原中学校C棟長寿命化改修工事)」、日程7、議案第26号、「相模原市立学校の教職員の人事について」、日程10、報告第10号、「いじめ重大事態に係る事案の発生について」は会議規則の規定により公開しない会議として取り扱うことに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎鈴木教育長 では、御異議ございませんので、本日の会議のうち、日程2、3、7及び10については、公開しない会議といたします。なお、公開しない会議とする案件は会議の最後に審議することといたします。

---

口令和8年度相模原市立義務教育諸学校使用教科用図書の採択基本方針について

◎鈴木教育長 はじめに、日程1、議案第20号、「令和8年度相模原市立義務教育諸学校使用教科用図書の採択基本方針について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

○農上学校教育部長 議案第20号、令和8年度相模原市立義務教育諸学校使用教科用図書の採択基本方針について御説明いたします。

はじめに、本議案の提案の理由でございます。本議案は、令和8年度に使用する相模原市立小学校、中学校、義務教育学校使用教科用図書の採択に当たり、その採択基本方針を定めたく、提案するものです。

次に、方針の内容でございます。１、教科用図書の採択について、（１）令和７年度に採択するのは、ア、小学校、義務教育学校前期過程、イ、中学校、義務教育学校後期課程、ウ、特別支援教育関係において、それぞれ令和８年度に使用する教科書ですが、（２）にありますとおり、ア、小学校及び義務教育学校、イ、中学校及び義務教育学校の教科書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第１４条の規定により、令和６年度に採択した教科書と同じものを採択することとしています。特別支援教育関係教科用図書については、（３）のとおり文部科学省が発行する令和７年度用一般図書契約予定一覧の中から各学校が調査研究した図書を、別表に示す令和８年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点に基づいて採択することとしています。

続いて、２、教科用図書採択における基本原則として、相模原市を一地区として採択するなど、神奈川県採択方針を踏まえ、（１）から（５）を基本原則としています。なお、参考として、参考資料１に教科用図書採択に係る法令、参考資料２に神奈川県採択方針、参考資料３に教科用図書採択の流れを添付しています。

以上で、議案第２０号の説明を終わらせていただきます。よろしく御決定くださいますようお願いいたします。

◎鈴木教育長　説明が終わりました。これより質疑、御意見等ございましたらお願いいたします。

◎小泉教育長職務代理者　基本的には令和６年度をそのまま採択ということなのですから、学校現場のほうから何か良いとか悪いとか、そういう声は少しでも上がっているのでしょうか。

○菅原学校教育課長　学校現場のほうからは令和６年度に採択した教科書について、大きな御意見等はいただいております。ただ、令和６年度に幾つかの評価が変わっているところがございますので、引き続き子どもたちにとって効果的な教科書であるかどうかは、我々としても見ていきたいと思っております。

◎小泉教育長職務代理者　特に混乱がないということですね。分かりました。

◎中澤委員　この教科書を使用している先生とか学校単位で、年に１回は必ず今の教科書についてどういうふうな考え方を皆が持って利用しているかを確認すること、企業も必ず半年に１回はチェックをするとか、それによってどういう方向に変わっていくかということはあるのでしょうか。

○菅原学校教育課長　企業のほうは毎年教科書の内容について見直しをしているところでは

ございます。学校現場におきまして、年度末、それぞれの教育課程を見直す中で、教科書のどこが良かった、悪かったみたいなことは話題にはしておりますが、大きな調査とか研究として、年に1回必ずやるということは現時点では行っていない状況でございます。

◎鈴木教育長 大きくは4年に1回教科書を変えていくので、そのタイミングですね。

◎中澤委員 4年に1回変えていくための基になるものが4年間積みあがってきて、1年ずつついどんな学校で簡単な、できれば先生たちの手を煩わせないようなアンケート形式とかで取っていたものが4年後に変わってくるとなると、ちょっとイメージが湧くかなと思うのですけれども、いきなり4年後に例えばポンときて、現場からちょっと離れているところで審査されるということになると、現場の人たちの使い勝手が悪くなってくると思うので、使い勝手が良いような、使う方に優しいシステム構築というのがないと多分距離感が離れていってしまって、教育というところに溝ができていくような気がします。

○菅原学校教育課長 採択の年につきましては、数か月から半年、または1年近くかけてまして、新しい教科書、全て出てくる教科書については、教育委員会のほうで研究部会を作りまして、先生方の意見を集約しながら、相模原の子どもたちにどういった教科書の内容が合っているのかということを調査研究した上で、4年に1回採択しておりますので、そのタイミングのところでしっかり調査研究のところについては進めていきたいと思っております。

◎鈴木教育長 最終的にはこの教育委員会で、どこの会社の教科書を使うのが良いかということを決定するのですけれども、その前に、学校教育課長が申し上げたとおり、学校の意見、現場の先生の意見も踏まえて、相模原市教育委員会として、今の相模原の子どもたちに応じた教科書はどれが良いのかというのを各教育委員さんで議論して、国語はこの教科書、社会はこの会社の教科書を使っていこうということを4年に一度決めています。

◎中澤委員 分かりました。もしかしたら使う先生の使い勝手もあるのですけれども、一番は授業を聞く子どもたちだと思うので、子どもたちのアンケートというのがもしかしたら今後必要になってくる、そこを見落としていくと大人の一方通行になってしまうのではないかなと思います。

◎白石委員 中澤委員からもお話がありましたように、昨年中学校の教科書を採択したわけですが、先生方とか教育委員のほうでも教科書をよく見て意見を交わしたわけですが、子どもたちの反応とか、分かりやすくなったとか、逆に難しくなったとか、そういった声も拾い上げるようなシステムってやはり必要なのだろうと思うのです。子ども

の意見はすぐ集約するのが難しいと思うので、日頃の積み重ねかと思しますので、ぜひよろしく願いできたらなと思います。

◎鈴木教育長 よろしいでしょうか。

ほかに質疑、御意見等ございませんので、これより採決を行います。

議案第20号、「令和8年度相模原市立義務教育諸学校使用教科用図書の採択基本方針について」を原案どおり決するに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎鈴木教育長 御異議ございませんので、議案第20号は可決されました。

---

#### □相模原市立小中学校等の適正規模・適正配置あり方検討委員会規則について

◎鈴木教育長 次に、日程4、議案第23号、「相模原市立小中学校等の適正規模・適正配置あり方検討委員会規則について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○佐野教育環境部長 議案第23号、相模原市立小中学校等の適正規模・適正配置あり方検討委員会規則について、御説明申し上げます。

本議案は、相模原市立小中学校等の適正規模・適正配置あり方検討委員会を設置するため、必要な事項を定めたく提案するものでございます。

恐れ入りますが、別紙の議案第23号関係資料を御覧ください。

1の背景ですが、本市の児童数は昭和56年に、生徒数は昭和61年にピークを迎えた後、宅地開発やマンション建設等により増加する地域がある一方、少子化の進行によりクラス替えができない小規模校が存在しております。望ましい教育効果を得るには、社会性を養うための一定の学校規模の確保や、施設規模に適した学校規模の維持が大切であり、学校規模適正化の具体的な方策を定めるため、学識経験者や保護者、地域の代表や学校関係者で構成する附属機関を設置し、諮問答申がなされ、平成29年3月に「小中学校の望ましい学校規模のあり方に関する基本方針」を策定いたしました。現在もこの基本方針に基づき、学校規模適正化を推進していますが、取組を進める中で、全市的な児童生徒数の減少や学校施設に関する課題も発生してきており、また、基本方針の策定から8年が経過し、時代のニーズに合わせた方策も必要となっています。

2の目的ですが、基本方針に基づき推進してきた事業の振り返りや現在の状況を考慮した上で、児童生徒の教育環境及び学校教育の充実を目的として適正規模・適正配置を検討

するため、設置するものでございます。

3の設置期間ですが、令和7年8月から令和9年3月までの2年以内としています。

4の組織ですが、委員12名以内をもって組織し、学識経験のある者、市内の公益的活動を行う団体から推薦された者、市の住民、市立小中学校等の校長から教育委員会が委嘱し、または任命いたします。

5の今後のスケジュールですが、令和8年度末の基本方針の改定に向けて、令和7年8月に諮問し、以降年5回程度の開催を予定しています。答申は、令和8年9月を目途にいただきたいと考えています。

以上で議案第23号の説明を終わらせていただきます。よろしく御決定くださいますようお願い申し上げます。

◎鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、御意見等ございましたらお願いいたします。

◎中澤委員 こうした検討はすごく重要だと思うので、適任の方を選んでいただきたいたですが、かなりの仕事量だと思うので、年5回でできるようにするには、誰か中核を担う人がいないといけないと思います。大変だと思いますけれども、ぜひよろしくお願いいたします。

◎鈴木教育長 先週、関東地区の教育長の会議があったのですが、やはりテーマが学校の統廃合ということでした。各地方というのは、明治の学校制度ができた時の学校で、やはり歴史があるので、統廃合については非常に抵抗があるといういろんなお話を聞きました。ただ、今は少子化の時代ですので、子どもたちにとって望ましい学校のあり方を各地域で模索しているような状況です。

◎小泉教育長職務代理者 学識経験のある者という方、大学教授等ということですが、どんなジャンルが学識経験には入るのでしょうか。

◎宮澤学務課長 当然ながら教育関係者であり、かつ教育関係に詳しい方、全体の取りまとめができるような方、そういった方を想定しております。

◎白石委員 以前、平成27年に望ましい学校規模のあり方検討委員会を設置されたのと、今回の検討委員会との大きな違いは何なのかというところと、特に(2)の公益的活動を行う団体から推薦というところの選出団体は、前回の27年度と同じような考えでいらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

◎宮澤学務課長 今回、基本的には見直しでございますので、大きく変えることはないの

すが、やはり少子化の流れがかなり進んでおりまして、過少規模校同士を再編しても、やはり過少規模になってしまうことは当時想定されていなかったもので、そういったところ、あとは学校の適正配置等を考えていきたいと思っています。

二点目の団体に関しては、基本的には同じなのですが、ただ、当時活動がアクティブだった団体が、その活動が難しくなっている団体がございますので、そちらの入れ替えを考えております。

◎白石委員 代わりにどういう団体を考えているのかはございますでしょうか。

○宮澤学務課長 前回同様、自治会連合会ですとか、市の公民館連絡協議会、あとはこども会の代わりといったは何ですが、未就学児の関係もありますので、相模原市幼稚園・認定こども園協会、あるいはPTA連絡協議会、そういうところを考えております。

◎中澤委員 これも意見なのですけれども、僕も今スポーツ界でいろんな競技団体のコンサルティングをする時に、どんな人が有識者で来るのかというと、やはりスポーツに長けた人が来るのですけれども、必ず言っているのは、そうではない人を入れましょうということです。これから子どもがもっと減っていく中で、高齢者が増えていく中で、例えばもっとビジネス視点で、そういったところが融合的な施設として子どもたちの教育になるような、何か新たな発想を出すような方がいればと思います。ポイントは、俯瞰的に見れる人がいないと、物事って整理がつかなくなってきた、知っている人たちだけの世界で物事が進んでいかないような配置というような。難しいかもしれないですけれども、ちょっと違う世界から新しい血を入れるというのは怖いのですけれども、今回は少し改良していく中でその時点から見てても、大きな変化が出てくる時には太刀打ちできるような人材配置というのが必要なかなと思います。

○宮澤学務課長 例えば学識の中でそういったことが、教育だけではないというところから選定できれば、ちょっとお約束はできないのですけれども、考えていきたいと思っています。

◎鈴木教育長 そういう意味では、市の住民ということで公募をかけて、教育に別に長けている必要はありませんので、その中で議論をしていただくような形を取ってください。

ほか、よろしいですか。

それではこれより採決を行います。

議案第23号、「相模原市立小中学校等の適正規模・適正配置あり方検討委員会規則について」を原案どおり決するに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)



◎鈴木教育長 御異議ございませんので、議案第２３号は可決されました。

---

□相模原市立博物館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について

□相模原市立博物館条例施行規則及び相模原市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則について

◎鈴木教育長 次に、日程５、報告第２４号、「相模原市立博物館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について」、日程６、議案第２５号、「相模原市立博物館条例施行規則及び相模原市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則について」は関連しますので事務局より一括して説明を行い、審議した後に個別に採決を行います。それでは事務局より説明をお願いします。

○清水生涯学習部長 議案第２４号及び第２５号は一括して御説明いたします。

はじめに、議案第２４号について御説明いたします。議案を御覧ください。

本議案は、昨年１２月２０日に公布されました相模原市立博物館条例の一部を改正する条例の施行期日を定めたく提案するものです。

概要につきまして、関係資料を御覧ください。

１、規則の概要についてですが、（１）につきましては定期券、いわゆる年間パスポートの交付開始に伴い、相模原市立博物館条例第４条で定めた定期券の交付等に係る規定について、施行日を７月８日とするものです。（２）につきましては一般投影の開始に伴い、同条例第５条で定めた特別席の料金等に係る規定について、施行日を同月１７日とするものです。なお参考として、中段の表に今後の予定を記載しております。

続きまして、議案第２５号について御説明いたします。議案の最終ページの提案の理由を御覧ください。

本議案は、プラネタリウムのリニューアルに係る相模原市立博物館条例の改正に伴い、博物館の観覧券の交付に係る規定の改正、定期券の交付をしないものに係る規定、定期券の交付手続に係る規定、プラネタリウム特別席利用券の交付に係る規定の追加、観覧料の還付手続に係る規定の改正、同条例の用語を引用する規定の整理、その他必要な改正をいたしたく提案するものです。

改正の概要につきまして関係資料を御覧ください。

はじめに、１、相模原市立博物館条例施行規則の改正の内容についてです。（１）につきましては、利用者が特別な催しの観覧料を納付した時は、特別観覧券を交付することとす

るものです。なお資料に記載はございませんが、特別な催しの例としましては、プラネタリウムコンサートなど通常のプラネタリウム番組とは異なる内容の催しになります。

次に(2)定期券の交付をしない者に係る規定の追加についてです。表には定期券、いわゆる年間パスポートを交付しない方を列記しておりますが、これらの方々は現在、観覧料が無料、または減免による観覧料が免除、もしくは幼稚園等の引率者で減額となる方々であることから、交付の対象外とするものです。

裏面を御覧ください。次に(3)につきましては、アの定期券の交付及びイの再交付の際は申請書を提出しなければならないこと、ウの定期券で観覧する際は定期券を提示しなければならないことを追加するものです。

次に(4)につきましては、特別席の料金を納付した方に対して、プラネタリウム特別席利用券を交付することを追加するものです。

次に(5)につきましては、アの特別の催しまたは定期観覧に係る観覧料及びイの特別席の料金について、還付の手続を規定するものです。

次に、2、相模原市教育委員会事務局の組織等に関する規則の改正の内容につきましては、相模原市立博物館条例の改正に伴い、同条例の用語を引用する規定について、必要な改正を行うものです。

最後に、3、施行期日についてです。先ほど御説明いたしました1、相模原市立博物館条例施行規則の(2)、(3)のア及びイ、並びに(5)のアに記載の定期券の交付等に係る規定につきましては、7月8日から先行交付を開始するため、同日を施行日としています。また、同規則のその他の規定及び2、相模原市教育委員会事務局の組織等に関する改正につきましては、一般投影を開始する同月17日を施行日としています。

別添の参考資料では、このたびのプラネタリウムリニューアルの概要についてまとめていますので、御参照ください。

以上で議案第24号及び第25号の説明を終わらせていただきます。よろしく御決定くださいますようお願いいたします。

◎鈴木教育長 説明が終わりました。これより、質疑、御意見等ございましたらお願いをいたします。

◎白石委員 プラネタリウム、新たに特別席、シングル一人掛けが3席と、二人掛けが1席用意されるということで、より快適性を高めた特別席となっていますけれども、具体的にはどんなふうに違うのかということと、特別席でない普通の一般席は料金が幾らなのか、

教えていただけますでしょうか。

○並木博物館長 まず特別席についてでございますが、フットレストが付いてクッションも良く、快適性の良いものとなっております。なお、一般席につきましても、今までより席幅が少し広がっていることが今回の席の充実を図ったところです。観覧料につきましては、大人は500円、子ども200円という今の料金と変更はございません。

◎白石委員 要は、それに特別席はプラス300円がかかるという理解でよろしいでしょうか。あと全体の席の数は、以前とどのような違いがあるのでしょうか。

○並木博物館長 委員のおっしゃるとおりです。席数につきましては、特別席を設置したことに伴い、少し減っております。一応、今回は200人の定員となっております。

◎鈴木教育長 以前はどれぐらいですか。

○並木博物館長 以前は230です。

◎白石委員 230から200になるのですね。

◎鈴木教育長 それを見る機会というのはあるのですか。

○並木博物館長 リニューアルの前に、内覧会を行いたいと思っております、7月のリニューアルが16日にオープン式典ですけれども、13日に内覧会を行う予定ですので、こちらで皆様に御覧いただこうと思っております。

◎鈴木教育長 予定がつく教育委員さんは、その時に見ていただくということですね。

○並木博物館長 内覧会は午後1時半からになります。よろしくお願いいたします。

◎中澤委員 いろいろなものが新しくリニューアルされると思うのですけれども、この目的が何で、例えば席が減ったけれども何が良くなったか、これをするによって何をアピールしたいかというのがあると思うのですけれども、そこを簡単に教えてもらっても良いですか。

○並木博物館長 今回のリニューアルの最大の目玉が、10億個の星々と8Kの全天周映像を同時に体験できるハイブリッドシステムを導入した、世界初のプラネタリウムということで、行わせていただいております。博物館が30周年を迎えることに伴い、相模原市と博物館の魅力を伝えるためにリニューアルをし、シビックプライドの醸成に寄与するものと考えております。

◎中澤委員 それを行うためには、200席にしたほうが、距離感が近くなったり、8Kのダイナミックさが伝わって、市民の方が喜んでもらえるような形になっているということですかね。

○並木博物館長 一つ一つの椅子が少しずつ大きくなっていることで、今までよりも快適性に努めた作りになっております。

◎鈴木教育長 隣がJAXAですので、そこと連携しながら宇宙について興味を持っていたくというのが今回の主眼になります。

よろしいですか。

それではこれより採決を行います。

議案第24号、相模原市立博物館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則についてを原案どおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎鈴木教育長 御異議ございませんので、議案第24号は可決されました。

次に、議案第25号、相模原市立博物館条例施行規則及び相模原市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則についてを原案どおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎鈴木教育長 御異議ございませんので、議案第25号は可決されました。

ここで、職員入れ替えを行いますので、暫時休憩いたします。

(休憩・9:31～9:35)

---

#### □相模原市教育支援委員会等の活動状況等について

◎鈴木教育長 休憩前に引き続き、会議を続けます。

日程8、報告第8号、「相模原市教育支援委員会等の活動状況等について」を議題いたします。事務局より説明をお願いします。

○西内支援教育課長 報告第8号について御説明申し上げます。別紙1を御覧ください。

相模原市教育支援委員会についてです。設置目的は、障害等により配慮を必要とする、次年度に就学予定の児童並びに学齢児童及び学齢生徒の就学及び支援に関する事項について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、または意見を建議することを目的としており、委員数は20人以内、任期は1年としています。なお、補欠の委員は前任者の残任期間の任期としています。

2、委員は、(1)から(5)に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命することとしており、具体的には、次のページの委員名簿のとおり、計15名の委員で構成し

ております。

3、活動内容及び会議開催実績等は、保護者から申し出のあった児童生徒の学びの場及び支援について協議、審査するため、令和6年度は9月から2月まで毎月1回、計6回の会議を開催し、審議件数は312件でした。

続きまして、参考資料1を御覧ください。

表は就学相談等の経年変化を示したものです。就学相談の申込み及び教育支援委員会での審議件数は年々増加傾向です。この傾向は、本市のみではなく全国的にも同様です。

新入学時の申込み件数は増加しておりますが、既就学児の申込み件数は同程度で推移しております。なお、非就学児の就学相談については、特別支援学校を希望する児童生徒を対象にしたものです。

令和6年度は、申込み件数は増加したものの、途中でキャンセルするケースも多く、審議件数は前年度と同程度となっており、内訳については、表の右側、令和6年度の判断結果のとおりです。申込み件数が増加した要因につきましては、令和6年度から就学相談に係る動画配信を開始し、説明会に行かなくても、保護者が都合の良い場所や時間で情報を収集できるよう、相談の間口を広げるなど取り組んだ影響と捉えております。

#### ○馬渡学校保健課長 次に、別紙2を御覧ください。

相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会についてです。設置目的は、相模原市児童生徒等災害見舞金条例の規定による災害見舞金の贈呈について、教育委員会または市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申することを目的としておりまして、委員数は10人以内、任期は2年としています。

2、委員は(1)から(4)に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命することとしており、具体的には、次のページの委員名簿のとおり計10名の委員で構成しています。

3、活動内容及び会議開催実績等は、発生した災害について、条例の規定や過去に事例等がない場合、特別見舞金の贈呈に関して、教育委員会からの諮問を受け審議を行います。が、平成2年度以降審議案件がないため開催していません。

参考資料2を御覧ください。相模原市児童生徒等災害見舞金の概要ですが、1の記載のとおり、学校の管理下において、児童生徒が負傷した場合などに、見舞金を贈呈するもので、その種類は右側の表のとおり、医療見舞金、障害見舞金、歯科見舞金、死亡見舞金、特別見舞金の5種類としています。令和6年度の贈呈実績は、医療見舞金55件、94万

8, 000円と歯科見舞金2件、10万円でした。

続きまして、別紙3を御覧ください。相模原市立小中学校等結核対策委員会についてです。設置目的は、市立小中学校等における結核対策といたしまして、児童生徒の感染防止と感染者の早期発見等を目的として、実施する結核検診及び患者発生時の対策に関する事項について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、または意見を建議することを目的としており、委員数は12人以内、任期は1年としています。

2、委員は(1)から(6)に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、または任命することとしており、具体的には次のページの名簿のとおり、計12名で構成しています。

3、活動内容及び会議開催実績等は、結核健診結果の審議等を行いますが、結核検診の結果、異常ありとされた児童生徒がいない場合及び審議案件がない場合は開催いたしません。令和6年度は該当者もなく、審議案件もなかったため、会議は開催していません。

参考資料3を御覧ください。

左下の表、令和6年度に結核精密検査の対象となった児童生徒数ですが、対象理由が高まん延国、中国やバングラデシュなどでの居住歴ありで、小学校が56人、中学校が29人、自覚症状ありで、小学校が1人、中学校が4人となっており、合計は90人ですが、精密検査の結果、右側のほうの表になりますけれども、異常が認められた児童生徒はいませんでした。

以上で報告第8号についての説明を終わらせていただきます。

◎鈴木教育長 説明が終わりました。質疑、御意見につきましては委員会ごとをお願いいたします。

はじめに、教育支援委員会につきまして、質疑、御意見等ございましたらお願いいたします。

◎小泉教育長職務代理者 312件で、前年度と変わらないのとのことですが、気になるのは、110件のキャンセル、キャンセルしたから中身は分からないのかもしれないのですが、けれども、例えば追いかけてたりとか、どういう理由でキャンセルになったかというのは分かるのでしょうか。

◎西内支援教育課長 キャンセルのうち、1件だけ転居という理由がございましたが、その他は相談を重ねた上で、通常の学級への就学を希望され、生活支援プランMapを活用して、就学に向けた不安を少しでも小さくした結果と捉えております。

◎宇田川委員 設置目的のところに次年度に就学予定の児童並びに学齢児童及び学齢生徒の

就学とあるのですが、これは就学予定、就学前の児童だけが対象ではなくて、就学している途中でも、申し入れがあれば対応していただけるという意味でよろしいでしょうか。

○西内支援教育課長 委員のおっしゃるとおり、就学後の小学校1年生から中学校3年生も含めて対象にして、学びの場を変えたい場合とか、御希望があった場合には教育支援委員会に諮っております。

◎鈴木教育長 それは保護者からの申し出、それとも学校の先生から委員会に諮った方が良く、そういうこともあるのですか。

○西内支援教育課長 正式には保護者からの申込みが必要なのですが、その前には学校と保護者、本人も併せて、必要性を検討しております。

◎宇田川委員 これはお願いなのですが、相模原市ではないのですが、障害を持つ保護者の方が進学に当たって特別支援学級に進むのか普通学級に進むかというのを悩んだ時に、支援学級に行ってしまうと、そこから普通学級に行くのは難しい。でも普通学級からだ支援学級には行きやすいから、まずは普通学級に行ったほうが良いというような話も聞こえてきたりするのですよね。そういったことがあると、本当にお子さんに合った教育というところが本来の目的から外れてしまうのかなと思うので、そういった壁がないように、柔軟に本当にその子どもに合った環境での学びの場というものが提供できるようにしてほしいと思います。

◎鈴木教育長 宇田川委員がおっしゃるとおり、お子さんにとっての学びの場はどこがよいのかということで、あまり本市ではそういうことはやっていないのですか。

○西内支援教育課長 今お話いただいたとおり、弾力的な学びの場の見直しというのは、国からも求められておりまして、本市においても昨年度は途中で特別支援学級から通常の学級に転級されたお子さんが合計87件おりまして、もちろんその子の教育的ニーズに応じて学びの場の再検討というのは進めているところでございます。

◎鈴木教育長 よろしいでしょうか。

それでは、教育支援委員会については終わらせていただきますが、続いて、児童生徒等災害見舞金審査委員会につきまして、質疑や御意見等ございましたらお願いします。

◎小泉教育長職務代理者 令和6年度は合計57件ですが、経年の推移というのは、もし分かれば教えてください。

○馬渡学校保健課長 今手元にあるのが令和5年度と4年度の状況でございまして、まず令和5年度は合計で50件、令和4年度は合計で55件でございます。

◎鈴木教育長 それは医療と歯科を合わせてですか。

○馬渡学校保健課長 内訳はそれぞれ異なっておりまして、令和５年度の医療見舞金が合計で４１件、障害見舞金が１件、歯科見舞金が８件の計５０件です。令和４年度の内訳は、医療見舞金が５１件、障害見舞金が２件、歯科見舞金が２件の５５件となっております。

◎鈴木教育長 ということは、令和６年度は障害見舞金がなかったと。

○馬渡学校保健課長 そうです。

◎鈴木教育長 よろしいでしょうか。

次に、小中学校等結核対策委員会につきまして質疑、御意見等ございましたらお願いいたします。

これは特によろしいですかね。

それではこの報告については終わらせていただきます。

---

#### □相模原市立公民館長の委嘱について

◎鈴木教育長 次に、日程９、報告第９号、「相模原市立公民館長の委嘱について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○今野生涯学習課長 報告第９号、相模原市立公民館長の委嘱につきまして御説明申し上げます。

本報告は、公民館長１３名の任期満了に伴い、今月１日に後任の館長を委嘱したので報告するものです。別紙を御覧ください。

今回委嘱いたしました１３名の内訳となりますが、再任の方が６名、新任の方が７名となります。任期は令和１０年４月３０日までの３年間となりますが、上溝公民館、表でいうと一番上になりますけれども、上溝公民館の吉田館長につきましては、前任の公民館長が任期途中で退任されましたため、その残任期間となります令和８年４月３０日までとなります。

あと、お手元の参考資料１のほうを御覧ください。こちらのほうは公民館長の委嘱の要件、任期、主な職務内容等をお示ししております。１枚おめくりいただきまして、参考資料２のほうは、先ほどの１３名の委嘱に加えまして、全公民館の館長の一覧となっております。なお、本市の公民館は全部で３２館ございますけれども、相模湖公民館と千木良公民館の館長は兼務をしておりますことから、公民館長は全体で３１名となります。

以上で報告第９号の説明を終わらせていただきます。



◎鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、御意見等ございましたらお願いいたします。

◎白石委員 毎年この季節に公民館長の任期が来るかと思うのですが、今回新たに7名の方が新任ということですが、先ほど上溝公民館の館長が途中で代わられたということですが、ほかの方は3期までやられた方が新たに交代されたということでしょうか。

○清水生涯学習部長 新任7名のうち、上溝公民館の吉田会長が1期目の任期途中の方でした。あともう1名が1期で終了した方がおりますので、3期で終了した方は5名となります。

◎鈴木教育長 もう1名はどこですか。

○清水生涯学習部長 もう1名は沢井公民館の方が1期でございます。

◎鈴木教育長 よろしいでしょうか。

それではこの公民館長の報告について終わらせていただきます。

それでは、ここで前回定例会議後の私の活動状況等について御報告いたします。

4月29日、令和7年度教員採用試験の志願者説明会、南区にありますボーノのユニコムプラザに行って挨拶をしてまいりましたが、高校生も参加していて、将来教員になることを考えているので、大学の進学に当たってそういうことも聞いてみたいなという、それが非常に印象に残っています。全体で76名の参加がございました。

4月30日、県・市町村教育委員会教育長会議がございまして、県の教育長、それから県全体の33の市町村の教育長が集まりまして、やはりここで課題になったのが最近の不登校ですとか、いじめ、あるいはICT利活用、そういうものが議題になりました。

5月1日、先ほど報告させていただきました公民館長の委嘱式。

先週の5月8日、9日は関東地区の都市教育長協議会に出席してまいりました。この議題のメインは中学校の部活動の地域移行、これの文部科学省の職員の説明、やはりできるところからやっ払いこうというお話だったのですが、非常に都市部と地方では差があって、なかなか地方は人材がいないよという、地域移行をやりたくてもやはり先生にお願いするしかないかなというような話もありました。それからもう一点は、学校の再編、統廃合について、やはり各市町村で少子化に伴う学校の再編でいろいろ苦労されているというお話も聞いて、今回説明があったのは長野県の大町市だったのですけれども、20年前に比べて子どもの数が半減したので、市内にある四つの小学校を二つに統合するのですが、

市域が広いので、バス代だけで1億円くらいかかってしまうという話もございました。

昨日は、相模原の人権擁護委員協議会の定時総会に挨拶をさせていただきました。人権擁護委員の皆様には、日頃から学校の人権の花活動ですとか、人権作文、いろんな意味で子どもたちの人権の啓発、こういうことに御支援いただいていることに感謝をしてみました。

以上です。

では、ここで次回の会議予定日を確認いたします。

次回は、6月13日、金曜日、午前9時30分からこの教育委員会室で開催する予定でよろしいでしょうか。

それでは、次回の会議は6月13日、金曜日、午前9時30分からの開催予定といたします。

ここで休憩いたします。なお、再開後の審議については公開しない会議としますので、関係する職員の方以外は退室してください。午前10時05分に再開いたします。

(休憩・9:54～10:05)

---

## □相模原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例について

◎鈴木教育長 休憩前に引き続き、会議を続けます。

日程2、議案第21号、「相模原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○佐野教育環境部長 議案第21号、相模原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本議案は、相模原市立もえぎ台小学校の廃止について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく、提案するものです。

恐れ入りますが、別紙を御覧ください。

改正内容でございますが、本年度末でのもえぎ台小学校の廃止により、別表第1から相模原市立もえぎ台小学校の項を削るものでございます。附則でございますが、本条例は令和8年4月1日から施行するものです。また、裏面には関係資料といたしまして、もえぎ台小学校の案内図及び施設の概要をお示ししております。

以上で、議案第21号の説明を終わらせていただきます。よろしく御決定くださいます

ようお願い申し上げます。

◎鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、御意見等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。やはり時代の流れを感じますね。過去にここは北相武台と磯野台が学校統合で再編したところなのですけれども。

それでは、これより採決を行います。

議案第21号、「相模原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例について」を原案どおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎鈴木教育長 御異議ございませんので、議案第21号は可決されました。

---

#### □工事請負契約について(市立相原中学校C棟長寿命化改修工事)

◎鈴木教育長 次に、日程3、議案第22号、「工事請負契約について(市立相原中学校C棟長寿命化改修工事)」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○佐野教育環境部長 議案第22号、工事請負契約について、御説明いたします。

本議案につきましては、市立相原中学校C棟長寿命化改修工事に係る工事請負契約の締結について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく、提案するものでございます。

恐れ入りますが、別紙の1ページを御覧いただきたいと存じます。

2の工事場所は、相模原市緑区橋本8丁目12番1号で、詳細につきましては3ページの関係資料(その2)案内図を御参照ください。

1ページにお戻りいただきまして、3の契約金額は3億3,968万円で、4の契約の相手方は久野建設株式会社です。5の履行期限は、本契約締結の日から230日以内としております。6の契約締結の方法につきましては、条件付一般競争入札を総合評価方式で行ったものです。

工事の概要につきましては、2ページの関係資料(その1)を御覧ください。本工事は、校舎の老朽化が進んだことから、外壁の補修などの外部工事、各教室やトイレなどの内部工事、配膳室整備などの改修を行うものでございます。施設の配置図、各階の平面図及び各方角からの立面図につきましては、4ページから8ページまでを御参照いただきたいと思います。

存じます。

次に、9 ページの関係資料(その 3)では、契約の相手方の概要を、10 ページの関係資料(その 4)では入札参加業者の概要、11 ページの関係資料(その 5)では入札状況を記載しておりますので、それぞれ御参照いただければと思います。

以上で、議案第 22 号の説明を終わらせていただきます。よろしく御決定くださいますよう、お願い申し上げます。

◎鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、御意見等ございましたらお願いいたします。

◎小泉教育長職務代理者 C 棟というくらいなので、A と B はもう既に終わっているのでしょうか。

○加藤学校施設課長 相原中学校につきまして、A 棟、B 棟、C 棟とございますけれども、A 棟につきましては、昨年度までに長寿命化計画に基づく改修工事が終わっております。B 棟につきましては、計画には載っているのですが、また今後その使用状況なども見ながら、改修のほうを検討させていただきたいと思います。

◎鈴木教育長 若干、相原中は余裕教室があるので、仮設を作らずに教室の配置によって C 棟は全部空にできるので、改修工事ができる、そういう学校ですね。

◎白石委員 関係資料のその 5、11 ページ、入札状況なのですが、久野建設が落札ということで、もう一つ入札があった芳賀建設工業のほうで、入札価格は安いのですが、これは調査基準価格とか、失格基準価格を下回っているという、要は安過ぎるという意味で失格という理解でよろしいでしょうか。

○加藤学校施設課長 今、委員のほうでお話されたとおりで、失格基準額を下回ったということで、今回は失格ということになります。

◎白石委員 調査基準価格とか、失格基準価格というのは、どんなふうに積算をされているものなのでしょうか。

○加藤学校施設課長 今回は総合評価方式ということになっておりますので、受注者のより安い入札価格が入るというわけではなくて、本件の場合、予定価格以下の入札が 5 社未満であったことから、調査基準価格の 98% が失格基準になるということで、今回はその失格基準価格の設定を下回ったことになります。

◎鈴木教育長 よろしいでしょうか。

それでは、これより採決を行います。

議案第２２号、「工事請負契約について(市立相原中学校Ｃ棟長寿命化改修工事)」を原案どおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎鈴木教育長 御異議ございませんので、議案第２２号は可決されました。

ここで休憩いたします。なお、再開後の審議に係る職員以外は退室してください。

(休憩・１０：１５～１０：１７)

---

#### □相模原市立学校の教職員の人事について

(公開しない会議 原案どおり可決)

---

◎鈴木教育長 ここでまた、暫時休憩いたします。

再開後の審議に係る職員以外は退室してください。

(休憩・１０：５２～１０：５３)

---

#### □いじめ重大事態に係る事案の発生について

(公開しない会議)

---

◎鈴木教育長 以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

---

□閉 会

午前１１時０４分 閉会